

# 第19回幕別町・忠類村合併協議会議案

日時 平成17年 5月25日（水）午前10時

会場 幕別町札内福祉センター 2階講堂

## 議案の提出について

認定第 2 号 平成16年度幕別町・忠類村合併協議会歳入歳出決算の認定について

調整結果報告第 4 号 財産及び債務の取扱いについて

調整結果報告第 5 号 行政区・町内会の取扱いについて

調整結果報告第 6 号 広報・広聴事業の取扱いについて

調整結果報告第 7 号 交通関係事業の取扱いについて

調整結果報告第 8 号 高齢者福祉事業の取扱いについて

調整結果報告第 9 号 商工労働観光関係事業の取扱いについて

調整結果報告第10号 社会教育関係事業の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成17年 5 月25日

幕別町・忠類村合併協議会会長 岡田 和夫

認定第2号

平成16年度 幕別町・忠類村合併協議会歳入歳出決算の認定について

(歳入)

(単位：円)

款 項 目	予 算 現 額				調定額	収入済額	収入未済額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	計	節					
				区分					金額
1 負担金	25,953,000	-4,697,000	21,256,000			21,256,015	21,256,015	0	
1 負担金	25,953,000	-4,697,000	21,256,000			21,256,015	21,256,015	0	
1 負担金	25,953,000	-4,697,000	21,256,000			21,256,015	21,256,015	0	
1 負担金				1 負担金	21,256,000	21,256,015	21,256,015	0	幕別町:9,968,000 更別村:3,343,015 忠類村:7,945,000
2 補助金	14,100,000	-3,200,000	10,900,000			10,100,000	10,100,000	0	
1 補助金	14,100,000	-3,200,000	10,900,000			10,100,000	10,100,000	0	
1 補助金	14,100,000	-3,200,000	10,900,000			10,100,000	10,100,000	0	
1 道補助金				1 道補助金	10,900,000	10,100,000	10,100,000	0	地域政策総合補助金
3 繰越金	1,000	1,254,000	1,255,000			1,255,380	1,255,380	0	
1 繰越金	1,000	1,254,000	1,255,000			1,255,380	1,255,380	0	
1 繰越金	1,000	1,254,000	1,255,000			1,255,380	1,255,380	0	
1 繰越金				1 繰越金	1,255,000	1,255,380	1,255,380	0	
4 諸収入	1,000	0	1,000			52	52	0	
1 諸収入	1,000	0	1,000			52	52	0	
1 諸収入	1,000	0	1,000			52	52	0	
1 預金利子				1 預金利子	1,000	52	52	0	預金利子
計	40,055,000	-6,643,000	33,412,000			32,611,447	32,611,447	0	

(歳出)

(単位：円)

款 項 目	予 算 現 額				節		支出済額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出及び流用増減	計	区分	金額			
1 総務費	10,824,000	-627,000	0	10,197,000			9,141,915	1,055,085	
1 総務管理費	10,824,000	-627,000	0	10,197,000			9,141,915	1,055,085	
1 事務局費	10,824,000	-627,000	0	10,197,000			9,141,915	1,055,085	
					9 旅費	1,910,000	1,908,470	1,530	(1.1.1負担金から110,000円) 日額旅費 998,400 普通旅費 250,120 先進地視察旅費 659,950
					11 需用費	278,000	223,828	54,172	消耗品費 195,993 公用車燃料代 27,835
					12 役務費	260,000	259,710	290	(1.1.1負担金から10,000円) 通信運搬料 250,530 振込手数料 9,180
					14 使用料及び賃借料	665,000	421,612	243,388	コピー機リース料 421,612
					19 負担金	7,084,000	6,328,295	755,705	(1.1.1旅費へ△110,000円) (1.1.1役務費へ△10,000円) 時間外勤務手当 4,641,908 臨時職員賃金等 1,686,387
2 事業費	28,731,000	-6,016,000	0	22,715,000			20,877,823	1,837,177	
1 事業推進費	28,731,000	-6,016,000	0	22,715,000			20,877,823	1,837,177	
1 会議運営費	6,899,000	-718,000	0	6,181,000			5,625,515	555,485	
					1 報酬	1,974,000	1,918,000	56,000	委員報酬 1,890,000 監査委員報酬 28,000
					9 旅費	700,000	539,180	160,820	委員費用弁償 51,390 監査委員費用弁償 840 委員日当 480,850 監査委員日当 6,100

款 項 目	予 算 現 額				計	節		支出済額	不用額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費支出及 び流用増減	計		区分	金額				
					11需用費	782,000	776,086	5,914	消耗品費	554,816	
									食糧費	221,270	
					12役務費	103,000	94,592	8,408	通信運搬料	81,940	
									振込手数料	12,652	
					13委託料	410,000	233,116	176,884	会議録作成委託	233,116	
					14使用料及 び賃借料	2,212,000	2,064,541	147,459	コピー機リース料	1,846,015	
									会議ユニットレンタル料	218,526	
2 調査研究費	19,072,000	-11,514,000	0	7,558,000			7,545,415	12,585			
					12役務費	2,000	1,060	940	通信運搬費	220	
									振込手数料	840	
					13委託料	7,556,000	7,544,355	11,645	委託料	7,544,355	
3 広報広聴費	2,760,000	5,712,000	0	8,472,000			7,203,789	1,268,211			
					11需用費	8,392,000	7,133,817	1,258,183	印刷製本費	7,133,817	
					13委託料	80,000	69,972	10,028	配送委託	69,972	
4 名称公募費	0	504,000	0	504,000			503,104	896			
					8 報償費	0	0		報償費	0	
					11需用費	424,000	423,654	346	印刷製本費	423,654	
					12役務費	80,000	79,450	550	通信運搬料	79,450	
3 予備費	500,000	0	0	500,000			0	500,000			
1 予備費	500,000	0	0	500,000			0	500,000			
1 予備費	500,000	0	0	500,000			0	500,000			
					予備費	500,000	0	500,000	予備費	0	
計	40,055,000	-6,643,000	0	33,412,000			30,019,738	3,392,262			

※ 収入済額 32,611,447円 - 支出済額 30,019,738円 = 差引残額 2,591,709円は、平成17年度への繰越金とする。

## 監査結果報告

平成16年度幕別町・忠類村合併協議会歳入歳出決算について、予算差引簿、歳入歳出簿、預金通帳並びに関係書類を幕別町・忠類村合併協議会事務局職員立ち会いの上、厳正なる監査を実施した結果、その処理が適正であることを認めます。

平成17年 4月28日

幕別町・忠類村合併協議会

会長 岡田 和夫 様

幕別町・忠類村合併協議会

監査委員(幕別町)

市 川 富美男 印

監査委員(忠類村)

大和田 仲 善 印

## 調整結果報告第4号

### 財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第5回 第14回	平成16年5月21日 平成16年12月24日	決定	第6回 第14回	平成16年6月25日 平成16年12月24日
<b>【調整方針】</b> 忠類村の所有する財産及び債務については、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、新町において設置する一般会計に属する基金については、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及びまちづくり基金（仮称）に整理統合するものとし、 <u>特別会計に属する基金については、合併時までに調整する。</u>					

(別紙)

協議項目		5 財産及び債務の取扱い		
決定されている調整方針		特別会計に属する基金については、合併時までに調整する。		
項目		幕別町	忠類村	調整結果
基金等	特別会計	幕別町国民健康保険基金 ・基金残高 0千円	忠類村保険給付費支払準備基金 ・基金残高 13,706千円  忠類村簡易水道事業特別会計基金 ・基金残高 108,540千円  忠類村農業集落排水事業償還基金 ・基金残高 44,490千円  忠類村農業集落排水事業特別会計基金 ・基金残高 10,647千円	「幕別町国民健康保険基金」に統合する。  新たに一般会計で設置する「幕別町まちづくり基金(仮称)」に統合する。  新たに「幕別町農業集落排水事業償還基金(仮称)」を設置する。  新たに一般会計で設置する「幕別町まちづくり基金(仮称)」に統合する。
		幕別町介護給付費準備基金 ・基金残高 66,631千円	忠類村介護保険特別会計基金 ・基金残高 4,244千円	「幕別町介護給付費準備基金」に統合する。



## 調整結果報告第5号

### 行政区・町内会の取扱いについて

行政区・町内会の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第14回	平成16年12月24日	決定	第15回	平成17年1月14日
<b>【調整方針】</b> 1 行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。</u> 2 行政区の名称については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。 3 行政（公）区長会議については、年2回開催する。 4 行政区内の配布物については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるものとする。					

(別紙)

協議項目	22-1 行政区・町内会の取扱い		
決定されている調整方針	組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
行政区	<p>・組織</p> <p>公区長を置く。</p> <p>委嘱方法</p> <p>区域内住民の推薦により町長が委嘱する。</p> <p>任期 2年</p> <p>身分 非常勤特別職</p>	<p>・組織</p> <p>区長及び代理者を置く。</p> <p>委嘱方法</p> <p>区内の推薦により村長が委嘱する。</p> <p>任期 1年</p> <p>身分 非常勤特別職</p> <p>その他 村議会議員は、区長及び区長代理者となることができない。</p>	<p>・組織</p> <p>公区長を置く。</p> <p>委嘱方法</p> <p>区域内住民の推薦により町長が委嘱する。</p> <p>任期 原則2年</p> <p>身分 非常勤特別職</p>

## 調整結果報告第6号

### 広報・広聴事業の取扱いについて

広報・広聴事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第6回 第14回	平成16年6月25日 平成16年12月24日	決定	第7回 第14回	平成16年7月23日 平成16年12月24日
<b>【調整方針】</b> 1 広報紙については、幕別町の例により、合併時に統合する。 2 <u>広聴については、実施内容について、合併時まで調整する。</u> 3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。 4 行政懇談会については、新町において調整する。 5 町勢要覧については、新町において発行する。					

(別紙)

協議項目	22-3 広報・広聴事業の取扱い		
決定されている調整方針	広聴については、実施内容について、合併時まで調整する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
広聴	<p>・実施内容</p> <p>投函箱を設置(本庁舎、支所、出張所)</p> <p>HPに掲示板を開設、回答</p>	<p>・実施内容</p> <p>電話、FAX、電子メールで受付</p> <p>HPに掲示板を開設、回答</p>	<p>・実施内容</p> <p>(受付方法)</p> <p>電話、FAX、電子メール、投函箱等での受付</p> <p>HPに掲示板開設</p> <p>(回答方法)</p> <p>電話、文書等での直接回答</p> <p>HPの掲示板上で回答</p>

## 調整結果報告第7号

### 交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第6回 第14回	平成16年6月25日 平成16年12月24日	決定	第7回 第14回	平成16年7月23日 平成16年12月24日
<b>【調整方針】</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、忠類村は、合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に参加する。</li><li>2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、新町において調整する。</li><li>5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</li><li>6 <u>交通指導員については、合併時に再編する。</u></li><li>7 <u>チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。</u></li></ol>					

(別紙)

協議項目	22-5 交通関係事業の取扱い		
決定されている調整方針	6 交通指導員については、合併時に再編する。 7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
交通指導員	<b>【交通安全指導員】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・定数 30名以内(現在24名)</li><li>・任期 2年</li><li>・身分 非常勤特別職</li></ul> <b>【交通安全推進員】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・人数 1名</li><li>・任期 1年</li><li>・身分 嘱託職員</li></ul>	<b>【交通安全指導員】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・定数 規定なし(現在9名)</li><li>・任期 規定なし</li><li>・身分 規定なし(任意団体として忠類村交通安全指導員会を設置)</li></ul> <b>【交通安全推進員】</b> <p>該当なし</p>	<b>【交通安全指導員】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・定数 33名以内とし、幕別地区24名、忠類地区9名を配置</li><li>・任期 2年</li><li>・身分 非常勤特別職</li></ul> <b>【交通安全推進員】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・人数 1名</li><li>・任期 1年</li><li>・身分 嘱託職員</li></ul>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
チャイルドシート 貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体 幕別町生活安全推進協議会</li> <li>・受付窓口 役場町民課</li>   <li>・貸出基準 一時的に必要な場合</li>   <li>・貸出期間 1カ月間</li>   <li>・住民からの寄贈 該当なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体 忠類村</li> <li>・受付窓口 南十勝消防事務組合大樹消防署忠類支署</li>   <li>・貸出基準 6歳未満の幼児がいる借用を希望する 村民</li> <li>・貸出期間 乳児用 6カ月以内 幼児用 29カ月以内 児童用 24カ月以内</li> <li>・住民からの寄贈 随時受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体 幕別町生活安全推進協議会</li> <li>・受付窓口 本庁及び総合支所の交通安全担当部署</li>   <li>・貸出基準 一時的に必要な場合</li>   <li>・貸出期間 1カ月以内。ただし、合併前に忠類村が貸し出したチャイルドシートについては、従前どおりとする。</li> <li>・住民からの寄贈 随時受付</li> </ul>

調整結果報告第 8 号

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第 6 回	平成16年 6 月25日	決定	第 7 回	平成16年 7 月23日
	第15回	平成17年 1 月14日		第15回	平成17年 1 月14日
<p>【調整方針】</p> <p>1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 <u>高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。</u>  <u>なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 現行のとおり新町に引き継ぐもの</li> <li>— 合併時に統合するもの</li> <li>— <u>合併時に再編するもの</u></li> <li>— 新町において調整するもの</li> <li>— 合併時に廃止するもの</li> </ul> <p>3 デイサービスセンター、訪問介護事業所及び生活支援ハウス運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 在宅介護支援センター運営事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基幹型支援センターについては、幕別町の基幹型支援センターを新町の基幹型支援センターとする。</li> <li>(2) 地域型支援センターについては、幕別地域に 2 カ所、忠類地域に 1 カ所設置する。</li> </ul>					



(別紙)

協議項目	22-11 高齢者福祉事業の取扱い		
決定されている調整方針	高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。 合併時に再編するもの		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
敬老事業(祝金等)	<p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 (町長交際費から支出)</li> <li>・対象者 9月15日を基準とし、幕別町民で100歳到達者</li> <li>・支給額及び支給日 祝金50,000円、記念品10,000円相当を満100歳の誕生日に支給</li> <li>・祝金については、平成17年度から敬老祝金条例に基づいて支給</li> </ul>	<p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 敬老祝金における特別祝金</li> <li>・対象者 9月1日を基準日として忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている満100歳に到達した者</li> <li>・支給額及び支給日 祝金100,000円を満100歳となった年の誕生日に支給</li> </ul>	<p>【長寿祝金】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>長寿祝金については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 敬老祝金</li> <li>・対象者 年齢100歳に達する者で、当該100歳に達する日の翌日現在幕別町に引き続き1年以上住所を有する者</li> <li>・支給額及び支給日 祝金50,000円を満100歳の誕生日に支給(祝金のほかに、長寿記念品として、10,000円相当の記念品を支給)</li> </ul>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
敬老事業（祝金等） （つづき）	<p><b>【敬老会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要               <ul style="list-style-type: none"> <li>米寿者への記念品贈呈</li> <li>老人クラブ功労者表彰</li> <li>会食</li> <li>アトラクション</li> </ul> </li> <li>・ 対象者               <ul style="list-style-type: none"> <li>9月15日現在幕別町に居住する者（年齢制限有り）（「平成17年度に対象者を77歳以上の者」になるよう、1歳ずつ対象年齢を上げている。）</li> </ul> </li> <li>・ 開催場所               <ul style="list-style-type: none"> <li>札内スポーツセンター</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【敬老会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要               <ul style="list-style-type: none"> <li>米寿者への記念品贈呈</li> <li>会食</li> <li>アトラクション</li> </ul> </li> <li>・ 対象者               <ul style="list-style-type: none"> <li>敬老会当日に忠類村に在住する者（年齢制限有り）（「平成18年度に対象者を75歳以上の者」になるよう、毎年1歳ずつ対象年齢を上げている（基準日12月31日））</li> </ul> </li> <li>・ 開催場所               <ul style="list-style-type: none"> <li>忠類村コミュニティセンター</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【敬老会】</b></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <u>敬老会については、地域単位で開催することとし、事業内容については、幕別町の例を基準に、合併時に再編し、対象者については、幕別町の例により、平成19年度に統合する。</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要               <ul style="list-style-type: none"> <li>米寿者への祝金贈呈</li> <li>老人クラブ功労者表彰</li> <li>会食</li> <li>アトラクション</li> </ul> </li> <li>・ 対象者               <ul style="list-style-type: none"> <li>9月15日現在幕別町に居住する者で77歳以上の者。ただし、平成18年度の忠類地区の対象者については、平成18年中に満77歳到達者。</li> </ul> </li> <li>・ 開催場所               <ul style="list-style-type: none"> <li>幕別地域～札内スポーツセンター</li> <li>忠類地域～忠類村コミュニティセンター（将来に向けて、公区及び複数の公区で開催できるよう、運営方法について、関係機関と協議し、新町において検討する。）</li> </ul> </li> </ul>

## 調整結果報告第9号

### 商工労働観光関係事業の取扱いについて

商工労働観光関係事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第7回	平成16年7月23日	決定	第8回	平成16年8月10日
	第13回	平成16年11月29日		第13回	平成16年11月29日
<b>【調整方針】</b>					
1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。					
2 中小企業利子等補給事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した利子補給については、新町に引き継ぐものとする。					
3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。					
4 勤労者福祉資金貸付事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。					
5 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。					
6 <u>消費者相談事業については、合併時に再編する。</u>					
7 観光イベント事業については、新町において調整する。					
8 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。					

(別紙)

協議項目	22-15 商工労働観光関係事業の取扱いについて		
決定されている調整方針	消費者相談事業については、合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
消費者相談事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・内容 専任の消費生活相談員 1 名を配置し、 月～金曜日の13時～16時まで相談業務 を実施</li><li>・開設場所 月・水・金曜日     札内福祉センター相談室 火・木曜日     役場 1 階ロビー東側相談室</li></ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"><li>・内容 専任の消費生活相談員 1 名を配置し、 月～金曜日の13時～16時まで相談業務 を実施</li><li>・開設場所 月・水・金曜日     札内福祉センター相談室 火・木曜日（第3火曜日は除く）     役場 1 階ロビー東側相談室 第3火曜日（13時～15時）     忠類村コミュニティセンター</li><li>・その他 電話での相談は、各相談日時に随時受 け付ける。</li></ul>

社会教育関係事業の取扱いについて

社会教育関係事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第7回 第13回	平成16年7月23日 平成16年11月29日	決定	第8回 第13回	平成16年8月10日 平成16年11月29日
<p>【調整方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</li> <li>2 成人式については、新町において調整する。</li> <li>3 高齢者学級については、新町において調整する。</li> <li>4 指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>5 図書館（室）については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館及び忠類村の図書室をそれぞれ分館とする。</li> <li>6 <u>移動図書館については、合併時に再編する。</u></li> <li>7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、許可対象については、忠類村の例により、合併時に統合する。なお、事業内容については、新町において調整する。</li> <li>8 <u>村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。</u></li> <li>9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。</li> <li>10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li> </ol>					

(別紙)

協議項目	22-20 社会教育関係事業の取扱い		
決定されている調整方針	6 移動図書館については、合併時に再編する。 8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
移動図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 移動図書館車「スワディ号」</li> <li>・目的 図書館までの距離がある園児・児童生徒などが容易に利用できるよう移動図書館車を運行する。</li> <li>・運行状況 8コース、36ステーション(各コースを曜日別に月2回巡回)</li> <li>・運行曜日 月・水・木・金の各曜日</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 移動図書館車「スワディ号」</li> <li>・目的 図書館までの距離がある園児・児童生徒などが容易に利用できるよう移動図書館車を運行する。</li> <li>・運行経路 各保育所、幼稚園、小学校をステーションの基本として、幕別町28ステーション、忠類村2ステーションを設定する。(各コースを曜日別に月2回巡回)</li> <li>・運行曜日 月・水・木・金の各曜日</li> </ul>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
村民体育祭	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称 開村記念村民大運動会</li> <li>・ 目的 開村を記念し、村民が一堂に会してお互いの親睦と友愛を深め、住みよい豊かな村づくりをめざすことを目的とする</li> <li>・ 主催 忠類村</li> <li>・ 後援 忠類村体育連盟</li> <li>・ 実施内容 競技 ア．団体競技 6 競技 イ．個人競技 3 競技 野外パーティー</li> </ul>	合併時に廃止する。